

第15期 葛飾区社会教育委員の会議（第4回）会議録

● 開催日時 令和7年9月26日（金） 午後2時～4時

● 会場 区役所 702会議室

● 出席者

社会教育委員（7人）

大島 英樹 歌川 光一 竹内 理恵 藤野 尚子
増田 龍二 加藤 藍 伊藤 香織

講師（1人）

東京都立大学名誉教授 荒井 文昭

説明者（1人）

地域教育課地域家庭連携係長 島村 智志

事務局職員（4人）

生涯学習課長 土居 真喜
生涯学習課学び支援係長 佐藤 吉裕
生涯学習課担当係長 柳澤 雅弘
生涯学習課学び支援係 矢作 孝寛

合計13人

次第

1 報告事項

第3回会議における未回答事項への回答

- (1) 民間委託サービスを利用したPTA及び委託内容について
- (2) 地域教育課が設置された年度について

2 議事

(1) 「PTAの歴史と制度、理念をめぐる課題」についての講義

(2) 質疑応答及び協議

(3) その他

次回の会議内容について

【配付資料】

- ・講義資料 PTAの歴史と制度、理念をめぐる課題 [資料1]
- ・講義資料 文部省・社会教育審議会報告 [資料2]

一開会一

○事務局 それではお時間になりましたので、第4回社会教育委員の会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。千葉委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいていないため、まもなくお見えになると思います。伊藤委員が所用のため15時頃ご退席されます。

本日は、東京都立大学名誉教授の荒井先生にお越しいただきまして、PTAの歴史等をお話しいただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。また、前回に引き続き、地域教育課地域家庭連携係の島村係長も出席しております。

次に傍聴についてですが、本日傍聴者はいらっしゃいません。

続いて会議録についてですが、確認期限9月29日までとなっております。皆様にご確認いただいた後、区のホームページに公開させていただきます。

それでは、本日の資料について説明させていただきます。次第、荒井先生のご講義の資料1 PTAの歴史と制度理念をめぐる課題、資料2文部省・社会教育審議会報告をお配りしております。お手元にございますでしょうか。

それでは、この後の進行につきましては大島議長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 皆さんこんにちは。本日は第4回目ということで、早速始めていきたいと思います。荒井先生にはご準備いただいているところですが、次第に沿って進めさせていただきます。初めに報告事項1第3回会議における未回答事項への回答について、島村係長よりご回答をお願いいたします。

○地域家庭連携係長 皆さんこんにちは。前回地域教育課で実施したアンケートについてご説明させていただき、その際ご質問があった点について、お話をさせていただきます。

まず、(1)民間委託サービスを利用したPTA及び委託内容についてですが、1校目は印刷会社に資料の印刷を依頼、2校目はPTA会費の集金の依頼です。ただし、現在はもう依頼していないということでした。

続いて(2)地域教育課が設置された年度についてですが、地域教育課は平成21年度に設置されました。平成20年度までは青少年課がありましたが、青少年課に代わって地域教育課ができました。前回の質問事項に対しての回答は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。今のご回答について何かご質問等がありましたらお願いします。

○事務局 今説明があった地域教育課の設置についてですが、それまでは、生涯学習課で青少年事業も行っていましたが、青少年事業の部分を取り出し、青少年課ができました。その後に、東京都が進める地域教育を青少年課に含めて、青少年課が地域教育課になりました。

○議長 ありがとうございました。ただいまのご報告についてはよろしいでしょうか。それでは議事に進みたいと思います。(1)PTAの歴史と制度、理念をめぐる課題について、東京都立大名誉教授の荒井先生からご講義いただきます。よろしくお願ひいたします。

○荒井氏 ご紹介いただきました荒井文昭と申します。以前、コロナ禍の時に社会教育委員の会議でお話しさせていただきました。よろしくお願ひいたします。本日お配りした資

料を全部やると1年かかるので、資料1の目次をご覧ください。「はじめに」、「おわりに」は全文読み上げさせていただきます。それから、理念であり歴史制度に関わるところで、目次の2の(1)、1947年3月に出された『父母と先生の会—教育民主化の手引き—』、こちらの一部を引用してきましたので、全文読み上げる予定です。

あとは、皆様方からの質疑応答に時間を使ったほうがいいのではないかと思っております。ただし、レジュメを作った関係上、1と2の概略については、簡単に説明させていただきます。それと昨日追加した資料が資料2になります。こちらは、新しいことが書いてあるわけではないのですが、大事な言葉が分かりやすく書いてあるので、最初に読み上げさせてもらいます。

皆様方に使ってほしい言葉が4つあります。資料には3つ書かれているので、4つ目は口頭で言います。PTAとは何か、これからどうするのかを考えるときに、キーワードになることが書かれているので、まず資料2を全文読み上げ、4つの言葉を紹介させていただきます。

こちらは、1967年（昭和42年）、PTAができて20数年経ち、日本が高度経済成長期の中で、日本中の小学校・中学校・高校にほぼPTAができた後の状況の中で、PTAは何のためにあるのか社会的に議論となりました。社会教育審議会、現在は中央教育審議会の中に組み込まれていますが、当時は文部大臣の諮問機関として社会教育審議会がありました。

資料2のタイトルが、「父母と先生のあり方について」となっていますが、正しくは、「父母と先生の会のあり方について」です。インターネットで検索すると、大阪教育法研究会が全文出していますので、本日は分量の関係で一部しか引用しませんでしたが、興味のある方は検索してみてください。

それでは一文を読みます、「父母と先生の会（PTA）は、昭和22年から25年頃にかけて、ほとんどの全国の小、中、高等学校において結成され、今日ではわが国で最も普及した成人の団体となっている」と書き出されています。

1つ注目するのは、1947年、教育基本法が出された年から3年間で、日本中のすべての公立の小中学校にPTAができたということです。まだ数は確認していませんが、高校においてもほぼ結成されています。1947年から1950年は、まだ戦後の新しい学校制度ができたばかりで、1950年の高校進学率は、50%ぐらいしかありませんでした。PTAは、戦後の日本を立ち上げるときの大変な仕組みとして、この3年間に一気に立ち上がった歴史を持っている。

しかも最後の方に、もっとも普及した成人の団体と書いてあります。時間の関係上詳しく申し上げませんが、PTAは、社会教育法の中で社会教育関係団体として今は位置付けられています。PTAすなわち保護者や先生方が、学び合う組織として網羅されている組織だからとても注目されてきているし、今でも大事なわけですが、その性格をめぐり、20年経ったときでさえ、何のための組織かと議論になったということです。

まず1つ目皆さんに考えてほしいのは、子どもの幸福のためにPTAがあるということです。子どもの幸福とは何かはいろいろな議論があります。子どもの幸福のために、PTAができたということについては、日本においては意外でないと思います。

2つ目ですが、子どもの幸福のために何をする組織かというと、まず1つ目が、会員相

互の学習活動ということです。会員相互の学習活動というところでまず注目されるのは、保護者同士の学習活動もありますが、保護者の学習活動だけではなくて、PTAは保護者と先生なので、先生も学習活動を保護者と一緒にやるということです。

このときに専門家である教師が何で素人の保護者と一緒に学習会をやるのか、先生方には、忙しい中で時間を割くのかという疑問はあるかもしれません。しかし、子どものことを考えたら、学校の中にいる子どもと、学校を出たあとの家庭の姿や地域の姿は、学校の先生から見えにくい。だから、それを知らないで学校の中の教育は成り立たないということが背景にあります。2つ目のキーワードとしては、PTAは児童生徒の幸福のために、会員相互の学習活動をやる。

3つ目は、こちらが現在のPTAをイメージしたときに最も伝えにくい、社会活動等を会員相互で行うということです。PTAの社会活動については、歴史的に変遷していますが、理念的には、相互の学習活動だけでは終わりません。なぜなら、子どもの幸福のために、学習するだけではなく、分かったことを実践することが当然出てきます。会員相互の社会活動なので、今は忙しくていかに先生の仕事を地域が引き取るのかという話が中心になっていますが、それだけでPTAの議論が終わるわけではないというのが面白く、難しいところです。

話を戻します。「会員相互の学習活動や社会活動等は、必ずしも十分に行われてきたとは言えない。これは、結成当時の社会情勢や、父母と先生の会のあり方に対する理解の不足等によってもたらされたものといえよう。しかし、この会発足後20年余を経、社会情勢も著しく変化した今日においても、なおこの傾向が多分にみられ、あらためてそのあり方、とくに基本的な問題である目的性格を明らかにする必要がある」。

こちらが書かれたのが、1967年で今から58年以上経っていますが、PTAという理念として考えると、子どもの幸福のために考えなくてはいけないこと。会員相互の学習活動や会員相互の社会活動、こちらがベースなわけです。

これから申し上げることは私が考えたいことなので、4つめの言葉です。それは、学校運営のあり方、端的に言うと、学校運営の担い手です。そしてまた、それには子どもの権利が大事な要素として組み込まれています。

ちなみに、学校運営についてですが、学校関係者の方はご存じのとおり、1998年に中央教育審議会から大事な方針が出て、基本的には地域に開かれた学校運営という言葉が、1998年からずっと続いています。しかし、地域に開かれた学校という言葉をめぐりいろいろな議論があります。本日の資料にもありますが、端的に言うと、学校運営の担い手をどのように設定するかだと思っています。

社会教育委員の方の中には校長先生もおられますがないが、議論が日本でははっきりしませんが、学校の経営の責任は、学校教育法上校長先生が負っています。しかし、経営と運営は同じではありません。

端的に言うと、校長先生を雇ったのは誰か。要するに、誰を先生として配置して、どこに教育機関を作って、お金をどのように運用するのかが学校の運営です。葛飾区において、公立の学校を運営しているのは誰かというと、お金以外は教育委員会なわけです。今、教育委員会が葛飾区すべての学校の運営にきめ細かに対応するのは難しいと思います。子どもたちを見られるのは各学校単位、校長先生、教職員や保護者や地域住民の方です。

学校の経営ではなく、学校の運営の担い手を考えたときに、やはり現場におられる教職員であり、保護者が抜けなくなるし、子どもの権利の関係で言えば、特に中学校以上であれば、子ども自身が守られるだけではなく、権利の主体である。こちらの問題が一番大きいのではないかと思っています。

子どもの権利についてもう1つだけ申し上げますと、子どもの権利条約が1998年に国際連合で日本政府が入ったところで採択されました。日本政府が批准したのは1994年です。1994年以降は、子どもの権利条約を憲法と並んで実行すると約束した。

さらに、3年前にこども基本法という法律ができました。まさにこども基本法の中に、子どもの権利についての条文が、成文法として盛り込まれて今日に至っています。

まとめますと、これからお話し申し上げるのは、まずPTAとは何かと考えたときに、まず1つ目は、子どもの幸福のために作られた組織として活動してきたということ。

2つ目は会員相互の学習活動、そして、現在は分かりにくいが、もう1つが、会員相互の社会活動。

加えて、私自身は、子どもの生活する大事な舞台である学校のあり方をめぐり、学校の運営は誰が担うのかという点です。経営とは別に学校の運営という点で言えば、学校運営の担い手は教育委員会のはずですが、教育委員会だけでは機能できないので、学校の運営を誰が担うのかにおいて、PTAを議論するときには、こちらを抜きにはできない話になると思います。その際には、子どもの権利についても必要です。

まず、「はじめに」を読み上げさせていただきます。こちらは事前にお送りいただいた、葛飾区教育委員会作成のPTA活動のご紹介です。こちらに次のように書かれています、「PTAは子どもの学校生活を支援する任意のボランティア団体です」と書いてあります。皆さんはどういうふうに読まれますか。子どもの幸福という点では、学校生活を支援するというところです。

ただ、学校の後援会等に陥ってはいけないと書いてありました。なので、間違いではなくそのとおりですが、これだけでいいのかは議論になるかもしれません。また、任意のボランティア団体ですという言葉がありますが、最近は忙しくて役員のなり手もないし、そういう中で任意の団体ですという言い方がされているのだと思います。今はこの指とまれ方式のPTA活動も増えています。先日も北海道で校長先生のお話を聞いたときには、やりたい人がいた場合に、その人たちで集まり今年度の活動を決めるやり方のPTAに変えたという話もありました。

ただ、次の紹介文と比べると、任意のボランティア団体ですというだけでは、PTAの説明になるのかと思わざるをえないこともあります。次の資料では、このように書いてあるからです。「PTAは社会教育団体です」と書いてあります。こちらは、公益社団法人日本PTA全国協議会のホームページのパンフレット『はじめてPTA』からの引用です。新しくPTAに関わる方に向けて書かれたものであり、これらにはPTAとは社会教育団体です、と書いてあります。PTAは、社会教育法上でいえば、社会教育関係団体であることを評価していると思います。

ただし、こちらでPTAの性格が語り尽くせたかというと、語り尽くせないのだと思います。私が定義を持っているのかというと、先ほどの3つの言葉と4つ目の言葉を組み合わせて、作ろうとしていますがまだできません。PTAの研究者が日本でごく少な

いので、PTAとは何かについて明確に定義できる人はどこにもいないのが、実情だと思います。

続きを読む、「これらはPTAに関する照会文からの引用ですが、ここに示されているとおり、PTAとは何かについて現在のところ、明確な定義が存在しているわけではありません。戦後になって、ほとんどの学校につくられるようになったPTAですが、そこには法的位置付けが、ほとんどありません」。唯一あるのは社会教育法の社会関係団体とは何かという定義であり、当時の文部省がPTAは社会教育関係団体として扱うと言っただけの話であって、PTAは法律上の言葉にはなっていません。

「いわば任意の団体としてこれまで存在してきました」。だから葛飾区の紹介で、任意のボランティア団体ですとまで言ってしまうと、PTAの性格が正確に表せるかというと、私はどうかと思ってしまいます。

社会教育関係団体と言うと先生はどこに行くのか。いい言葉がまだ私もないです。「ですので、学校後援会的なものや行事こなし型のようなPTAから、保護者が地域住民とともに学校に主体的に関わるPTAまで、そのあり方は様々です」

恐らく、本日参加の皆様方の世代からすると、PTAが学校の運営に主体的に関わる具体的な実践事例やニュースをあまり聞いたことがない世代が多いのではないかと思います。私が大学生になった1970年代後半は、まだPTAのいろいろな取り組みがあった時代でしたが、80年代以降だんだん縮小していきました。70年代に何があったかは、資料に一部書きましたが、皆様方の協議に応じては詳しく取り上げたいと思います。

PTAとは何かといえば、先生のお手伝いをするというところから、先生と一緒にになって子どものために学校の運営に一肌脱ぐというPTAまで様々でした。現在も様々です。葛飾区においても、今はいろいろな取り組みがあるのだと思います。

「まさにPTAのあり方は、その地域における民主主義のあり方を示すバロメーターとして存在してきたとも言えます」。何でいきなり民主主義のバロメーターというかというと、これから紹介する2の(1)の文部省が1947年に出したPTAについての文書の中に出てくるからです。1947年で戦争に負けてまだ2年弱の時代に、全国の中学校・小学校にPTAを作るわけですから、これから日本を立て直すための大変な役割として、PTAを考えました。その時に、PTAは教育を民主化するものであると明確に出されました。

学校後援会的なものは戦前からありましたが、PTAは学校の手伝いが目的ではなく、子どもの幸福が目的です。しかも、1947年の状況からすると、軍国主義でずっときた時代が、今度は平和を大事にするといきなり言われても、簡単ではありません。

だから、日本に民主主義を根付かせる教育を実現するためには、先生だけでは駄目で保護者も協力する。PTAの活動は、日本に民主主義を根付かせていくための大変なものとして発足しました。

「その意味では、PTAについて語ることは、教育における民主主義のあり方を、地域の実情に即して、リアルに議論することになります」。逆に言うと、PTAが形骸化しているのは、日本に民主主義が根付かなかったのではないかという深刻な問い合わせです。誰かがやってくれるだろうとか、誰かが決めてというのが広がってしまうと、PTAは動かなくなり、民主主義もはたらかなくなってしまいます。

だからPTAのことを議論することは、社会のあり方を議論することつながっている

ので、奥が深くて面白いのですが、大変です。

また、教育学でも解けていない問題があります。それは、先生と保護者の関係です。

日本では教員免許証を持たないと学校の教壇に立てません。専門職である教職員がいるわけです。PTAでは先生と保護者は対等です、平等ですという言い方もされますが、理屈的に言うと、専門家と、素人が対等というのはどういうことなのかというのが難しい。教育学の研究者の間でも議論が分かれます。学校教育の研究者と社会教育の研究者でも分かれます。

なので、結論がまだ出ていませんが、PTAの根本な問題ですが、保護者と先生は平等だとこれから紹介する文章に書いてありますが、平等とはどういう意味か議論しないと、後援会から脱しきれなくなると思います。

さらには、4番目の議論に関わりますが、学校運営協議会コミュニティ・スクールが、日本中の公立の学校の中で50%を超えて設置されています。置かないといけないわけではないのですが、置く努力をする義務が課されています。今後、多分置かないわけにはいかなくなると思います。

ただ、置けばいいかというとそうではなくて、要するに教員の専門性との関係が問われることになるわけです。そうすると、コミュニティ・スクールが何で入ったかという目的とずれてしまうという根本的な矛盾が起こりうるのです。

すなわち、コミュニティ・スクールを始めたらPTAが逆に衰退したところも出始めています。PTAはなくてもいいというところが出てきます。逆に、コミュニティ・スクールを入れてPTAが活性化するところも出ています。

少し考えると当たり前のことですが、PTAがなくてコミュニティ・スクールがうまく機能するはずがないと私は思いますが、忙し過ぎて、同じようなことやっているのだからとして1つにしてしまうこともあります。

「いずれにしても、より豊かな学びをうながせる地域と学校の連携のあり方は、各地域でのPTAのありようを抜きにしては語れないものとなっています」。子どもの学びと書かないで、学びとわざと書いたのは、子どもの幸福のためのPTAですが、子どもの学びだけが良くなることは普通なくて、そこに関わる保護者が、やっていて面白いと学べるPTAでないと、恐らく子どもの学びも豊かにならないし、こちらが一番難しい課題です。

学校の先生方が、義務的にではなくて、やっていて面白いと思える、学校の先生も教科の専門性じゃないところの専門性に刺激されて、そのような学び、保護者にとってもPTAにとっても、相互にとっての学びを促せる。そちらの連携のあり方が実現できれば、恐らく、PTAは可能性のあるものとなります。

「PTAに関わる歴史と制度、理念の概要について、私なりに資料を作ってみました。社会教育委員の皆様が、この葛飾区におけるPTAのあり方を議論していくための材料として、活用していただけると幸いです。時間の関係上、ポイントを絞って報告させていただきます」。

文献の中に『日本PTA史』という辞典のような本があります。こちらは、私も若い頃に加えてもらい、日本で最初のPTAに関するまとまった図書だと思います。文部省の中でPTAを推進した側、東京都の社会教育主事としてPTAを支えた人、あるいはPTAの研究者などが集まって作った本です。こちらにこれから読み上げる『父母と先生の会』

の全文が引用されていますので、詳しくはそちらをご覧なっていただければと思います。それでは先ほどの9ページに戻ります。

「子供達が正しく健やかに育っていくには、家庭と学校と社会とが、その教育の責任を分け合い、力を合わせて子供達の幸福のために努力していくことが大切である。子供達は国の宝であるといわれているが、国や社会が栄えていくということは、この子供達が私たちよりよくなっていくことである。どこの国でも子供の問題については非常に注意と努力とを払い、理解をもつことに努めている。子供の問題に関心を持つことは国や社会をよくしていくことに結びついてくるので、それは同時に社会改良運動への第一歩ともなり、また私たちの生活の水準を上げていこうとする運動ともなるのである。

子供達のためにつくすのは、まず子供の生活や気持ちや生活を十分に理解することが必要である。それから子供達が学校でどんな教育を受けているか、学校の外でどんな日常生活を送っているか、つまり、子供達が生活している環境を知らねばならない。学校で教えられ、しつけられたとも、社会が悪ければ、つぎからつぎにうちこわされていって先生の努力も空しくむなしく崩れていく。家庭は子供達がその生活の大部分を送っているところであるから、そこで子供達の受ける影響は非常に大きい。ところが現在の実情はというと、この子供達に影響を与えるこの学校、家庭、社会という三つの場所がお互いに密接な連絡をもたずみんなばらばらになっていることが多い。

これでは子供達の教育が充分に実を結ぶことはできない。この三つの場所が、お互いに充分に連絡し、子供達に与える影響を考えあって補い合うことが何よりも必要である。そして子供達にいろいろ要求するのみでなく、子供達の幸福のためにどうすれば一番よいかを真剣に考えてその実現に努力していく。必要とあれば子供達の保護のための法律や規則を、国や公共団体につくってもらうように請願する。必要な施設を増設してもらう、娯楽や厚生の仕事を進めてもらうかというように、強力に活動する責任があるのである。これは明日の日本、民主主義日本をつくりあげていくために、是非私達がしなければならぬ仕事の一つではあるまいか」。

次は、「父母と先生の会」をつくろうというところです。

「学校と家庭と社会とが一つになって子供達の幸福のために尽くしていく組織が必要となってくるし、このような組織ができ上がって始めて子どもたちのための仕事が具体的に進められるのである。今迄も学校と家庭との間には、それぞれ父兄会とか母姉会とか、講演会とか、保護者会とかがあつて、学校と家庭とのつながりを持つことに努めてきた。定期的に学校へ集まって、子供達の教育やしつけ話を聞いたり、授業の参観をしたり、その他子供達のことで打ち合わせなどをしているが、それらの多くのものは学校設備や催しの寄付や後援をするのが、その主な仕事であつて、本当に子供達のこと、仕事をしていくことが少なかったように思われる。学校の先生方からいろいろ説明を聞き、注意をうけ、依頼を受けるという具合で、父母の方は常に受身になっていて、積極的な活動をすることに欠けていたと思われるのまことに残念なことである。

そこでこれからは、今迄の父兄会などのやり方を充分反省し、父親も母親も一緒になって、もっと実際的に力ある立派な組織を作る必要がある。それには今迄の父兄会や母姉会や後援会等をどうすれば生々としたものとすることができますかを父母や先生が充分に考えることである。先生が中心となった会ではなく、先生と父母とか平等な立場に立った新し

い組織を作るのがよい。これが父母と先生の会である。各国民学校や中学校にこの会が設けられて、子供達、いいかえれば、児童生徒の問題が、真剣に取り上げられるようになればどんなによいことであろうか」。

時間の関係上、あとは「おわりに」のところだけ読んで、質疑の時間に充てたいと思います。まず（1）です。2017年3月に、地方教育行政の組織運営に関する法律が変わりました。「2017年3月の法改正によって、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの設置が教育委員会に努力義務化されました。また、学校と地域の連携を進める地域学校協働活動が学校運営協議会の協議事項に加えられ、それを担う推進員が任命されうることとなりました。」

地域学校協働活動推進員という名称が新しく設けられて、コミュニティ・スクールの中に入ることができるようになった。平たく言うと、学校と地域の連携を進める役割を持つ人を大事にするということです。しかし、担える人はなかなか見つかりません。

「今後、教育委員会が管轄する学校には学校運営協議会が設置され、学校運営に保護者や地域住民が関与すると同時に、地域学校協働活動を通して地域と学校の連携活動が推進される仕組みが導入されることとなります。この学校と地域の連携政策のあらわれ方は、PTAのあり方によって当然大きく異なってくることになります」。

PTAが盛んなところは、コミュニティ・スクールが順調に機能するかもしれません、PTAが厳しいところは、仮に学校運営協議会を入れたとしても、同じことの繰り返しになると思います。

「主権者としての住民によって支えられる学校を作っていく経験の蓄積は、その学校に通う子どもたちの学ぶ権利をより良く実現していく環境をつくっていくことにもつながっています」。

戦後、PTA活動を苦労しながらも蓄積させてきた自治体は、簡単には歴史が消えないでの、子どものために学校と一緒にになって取り組みをした保護者が住民として残っている自治体は、その方が議員になる場合もありますが、その蓄積が何らかの形でつながってくると、そこで作る条例は生きてきます。でも、新しく生まれた首長さんが、うちはこれからこれやるぞと言って、いきなり条例作って一斉にやろうと言っても、学校現場は忙しくてそんなこと必要があるのかとか、先に進まないです。

要するに、PTAなどの蓄積がある学区と全くない学区では、全く機能の仕方が変わってくるということです。法律があってもなくても、PTAを議論するのは大事なことで、PTAを議論することは、学区や自治体の学校と地域の連携をめぐるバロメーターになります。

「そして何よりも、住民によって支えられた学校づくりの経験は、地域と自治体の財産となっていくことになります」。

試行錯誤することも大事で、失敗したとしても無駄にはならなくて、必ず自治体の財産になることは間違いないです。一番悪いのは何も議論しないでおまかせだけでやると、しつぺ返しが子どもに回ってしまいます。

「PTAのあり方は、地方自治のあり方を示すバロメーターになっているのです。」ということは、繰り返しておきたいと思います。

2つ目は、PTAをどうするのかという点では、私がしゃべるよりも、実際にPTA活

動をされてきた方の本からお2人を引用したいと思います。

1人目は、国立でPTAの役員をされた後、PTA連絡協議会の会長を何期かやられた方が今年本を出されたものからの引用です。国立について、皆さんどういうイメージ持っているか分かりませんが、人気の高い自治体で、教育もすごく良くて注目されていた自治体だったと思いますが、現在はPTA連合会が解散してしまい、PTAを置かない学校も出てきている中で、書かれた本になります。

「PTAは負の組織と見られている。このような中で『PTAは不要』という考えは理解できるが、『PTA』という名は捨てたとしても、保護者の思いを語り合い実現する〈場〉はなくしてはならないと思う。その〈場〉は、学校のお手伝いをするのではなく、保護者の思いを語り合い、解決策を考え、その実現のために活動するということが目的となる。その〈場〉をつくるためには、同じような悩みを抱えた人が集まり語り合うことが出発点となるだろう。その出発点に立つ人がいれば、〈場〉は作ることができる。」(佐々木茂樹『くにたち市P連のあゆみー保護者の思いで街の教育をつくるー』(戸倉書院、2025年、254頁)こちらは、佐々木茂樹さんが今年出された本です。

PTAをどのようにしていくかと言ったときに、同じ悩みを抱えた人が集まり話し合うところがある限り、そのような保護者が何人かいれば、そちらを拠点にPTAという名前ではなくなったりとも、先生方と一緒に連携していくけば子どもの教育につながる。同じ悩みを抱えた人が集まるこそがPTAの出発点だと、この方は言っていて私もなるほどと思ったところです。

「社会教育の場としてのPTAが自律性を求める市民を育て、そのことがPTA活動にも反映してきたことからすると、くにたちのPTAは、保護者自身が環境整備も含めてより良い学校を考え、それを求めていくっていうスタンスは変わらなかつたのではないか。」
(同上 242頁)

「さまざまな思いを持ち寄り、学校や教育委員会へ働きかけをおこなっている保護者がおられることも事実であり、そのような動きが広まることを願っています。状況は厳しいですが、一人一人の保護者が自立した子育て・教育の主体となるために、本書がその一助になれば幸いです」(同上 258頁)と書かれています。

1958年に勤評闘争という先生に対する勤務評定をめぐり日本中が大騒ぎになったときに、国立市、保谷市、砂川町、あともう1つの自治体は、独自の勤務評定を行い、先生と保護者の対立を回避しました。先生方と保護者が徹底的に話し合い、教育委員会も一緒に話し合い、何とか折り合いをつけました。

葛飾区を含めた他の自治体は、1958年4月28日ぐらいに、先生方はストライキにみたいになって、校長先生は勤務評定をやって大問題になった。国立は1950年代から紛争が起ころたびに、保護者と先生方が徹底的に話し合い、教育委員会も一緒に話し合い、何とか折り合いをつけるのが、2000年ぐらいまで続いてきました。でも2000年に二小事件が起きて終わりました。

2人目に引用するのは、「日本のPTAの正史を、後から続いてくる人々によって完成していただきたい」と書かれたのが藤田博さんです。東京都の社会教育主事を長くやられた方です。

「なぜPTAは日本に定着することができなかつたのか。この疑問は、角度を変えれば、

日本の教育そのものを問うことだと考えている」(PTA史研究会『日本PTA史』日本図書センター、2004年、865頁)。

この言葉を私がどのように読んだかということですが、「この言葉は、戦後日本にPTAが導入されて以降、その普及と進化に心血を注いでこられたお一人の藤田博さんが、『日本PTA史』に書き残されたあとがきの一部である。この問い合わせには、つぎのような意味が込められているとわたしは受けとめている。すなわち、戦後日本におけるPTAのあゆみは、日本における教育民主化の取り組みであり、また、教育を通じた日本の民主化のあゆみそのものではなかったのか。そのPTAの多くが、学校後援会的な性格を脱却できずに形骸化しているのだとすると、いったい日本における民主主義とは何なのか。それを草の根から根づかせることはできないのだろうか。そんなことであってはならないはずだ。そんな意味が、この問い合わせには込められている」(荒井文昭「学校・家庭・地域を結ぶPTA—直接的民主主義をめざして」『月刊社会教育』2008年11月号)。

「冒頭に紹介させていただいた藤田博さんのあとがきには、次の文章が書き込まれていた。『この日本PTA史は完成したものではない。不十分さに満ちている。あえて申し上げるならば、日本のPTAの正史を、後から続いてくる人々によって完成していただきたい』(同上 865頁)。PTAとは、『子どもの幸福』とは何かを問い合わせ、課題にぶつかるごとになかまと学び合い、そして、自分とは意見の異なる他者と話し合う場を持ち続けながら取り組まれているものです」。

PTAは好きで集まっているものではなく、子どもが通っている親と先生方が集まっているので、インターネット上のつき合いとは違うわけです。

「教育にふさわしい形で折り合いをつけていく経験を積み重ねていき、そういう間に信頼関係を作っていく」、まさに自分とは違う意見の人とも議論を経て学習を経て、信頼関係を作るのは大変だと思うのですが、お互いに意見が違ったとしても、子どもの幸福のために一致できるという合意のプロセスという点では民主主義です。

「つぎつぎと登場してくる各種の連携施策に振り回されることなく、日本における民主主義の定着のあり方をじっくりとみすえていきたい。そのことが、子どもの教育を受ける権利をよりよく実現することにつながり、同時に、日本に民主主義を定着させていく取り組みにつながるからである。そしてこのことが、藤田博さんが次の世代に託された宿題にこたえる道であると、わたし自身はとらえている」(同上)。

以上で私の発言は終わりにして、あとは質問をいただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長 荒井先生ありがとうございました。非常に濃密な時間でした。これからご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○地域家庭連携係長 質問ではなく、お話にあったコミュニティ・スクールの件ですが、葛飾区の状況をお話させていただければと思います。コミュニティ・スクール(学校運営協議会)は、今まで学校評議員制度という形で、例えば校長先生がPTAの方や地域の方に、学校の運営に関して評議員さんに相談していくことが学校評議員制度でした。

コミュニティ・スクールは、法律で定めてコミュニティ・スクールを導入した学校については、翌年度の学校の基本方針等を校長先生が作り、そちらに関して学校運営協議会の委員の方に見せて、承認を得なければなりません。基本的には地域の方々やPTAの方が

入ってくると思いますが、学校と話し合い、今後の方向性を決めていくというものです。葛飾区では来年度から導入することが決まっています。

○荒井氏 そちらはどのような議論を経て決まったのでしょうか。

○地域家庭連携係長 全国的にコミュニティ・スクールを導入しようという流れの中で、葛飾区は元々地域とのつながりが強いところが多く、学校地域応援団の方々が、運動会の手伝いなどに入っていただくという流れがあり、昔から形になっていたところがあるので、学校運営協議会を積極的に導入しなくてもいいのではないかという話もありました。

ただ、今後は全国的な流れに乗っていく必要があるとのことで、来年度から小学校と中学校1校ずつに導入することが決定しました。今後、全校に広げていく話もありますが、具体的なことは決まっていません。

○荒井氏 設置要綱などはこれから作るのでしょうか。

○地域家庭連携係長 作成中でございます。

○荒井氏 今まででは、校長先生は学校経営の責任者であり、そちらで決定したことを実行できましたが、学校運営協議会では、保護者の承認を受けないとそれができないということで、承認する側もすごい責任は大きいです。実際にトラブルになった事例もあります。トラブルが起きて解決できなければ、指定を解除するしかないで、そちらは避けたほうがいいです。

丁寧な説明をいただいたので、追加でお話しします。すでに葛飾区で導入されている学校評議員制度ですが、今のお話で分かったのは、葛飾区では学校評議員制で済んでいたのは、すでに地域と学校の連携があったからだという説明を聞いてなるほどと思いました。学校評議員制が法律上どうなっているかというと、学校教育法施行規則第49条で、置くことができるとなっています。何をするかというと、「校長の求めに応じて、運営について意見を述べる」となっています。年に2、3回集まってもらって、校長先生が運営の説明をされますが、大体年に数回では無理なので、あまり上手くいっていないところが多いです。

もう1つは、学校運営協議会は承認する権限を保護者側が持つということだけではなくて、法律を作るときに校長会が猛反対したところが、人事についてです。

資料8ページの7と8です。地教行法という法律の第47条の5の7項と8項で、「学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる」と書いてあります。校長先生も含めた教職員の人事について、任命権者すなわち東京都教育委員会に意見を言うことができる。

例えば、PTAの歴史では、校長先生や先生の評判が良い場合はいいのですが、良くない場合、どこかに異動させることを、陰でやっていた歴史がないわけではないです。先生方は専門家で、その専門家の人事について素人が口を出すことには、今でも議論があります。

次の8には、「任命権者は意見を尊重するものとする」と書いてあります。こちらについては、中央教育審議会で延々と議論をして、結局校長会は絶対に認めず、イギリスのような学校理事会を入れるべきだという強硬派の人たちと、平行線のままで終わってしまいました。ですが、文部科学省の職員が、今的人事任用制度は何ら変わることはない運用にしますと言って収まったのです。どういうことかというと、任命権者は東京都教育委員会に

あることは何ら変わらないのです。

だから、学校運営協議会から人事についての要望が東京都教育委員会にあったとしても、そちらは尊重しなくてはならないが、従わなくてはいけない義務は負わないということで決着しています。ただ、恐らくこれでは済まないと思います。

その点ではもう1つ、ニュージーランドのことも調べていて、先生方の人事に保護者が口を出すことは日本ではマイナスのイメージしかないのですが、それだけではないことがあります、資料11ページから12ページをご覧ください。

ニュージーランドでは、1989年に教育委員会の公選制を廃止して、すべての公立学校に公選制の学校理事会を設置しました。現在も続いています。当時、ニュージーランドの人口は350万人くらい、現在は550万人くらいで東京都の半分くらいですが、すべての公立学校には、公選で選ばれた保護者代表、校長先生、校長先生以外の先生の代表すなわち組合の代表、地域の方、加えて13歳以上の場合には生徒理事が入ります。一番の仕事は校長先生を決めることです。

校長先生は5年間の任期で、私も最初はそんなことができるのかと思っていました。確かに、高校生が入って校長先生の人事を決めることはどうなのかという議論は今でも続いています。だけど逆に言うと、生徒から信頼されて再任された校長先生は自負と責任と力があり、働く側も密室で決まったのではなくオープンで決まったので、すごく忙しいけどやりがいがあってやっているというところが多かったです。

でも日本ではそのような歴史がほとんどないので、夢物語かもしれません。でも、イギリスやドイツ、アメリカの一部の州では、3者で学校を運営していく方が学校の先生もやりやすいという経験もあります。今私が申し上げたことは、文献で紹介した世界の主権者教育の方の中でも紹介していますので、どこかで参考にしていただければと思います。

ニュージーランドでもそうだったのですが、制度を入れるために学校理事会の前のPTAの自由な懇談活動が極めて大事です。PTAで保護者たちが喧々諤々議論した意見を踏まえて、公選制学校理事会の保護者代表が意見を言って徹底した議論を行う。毎回7時ぐらいから9時ぐらいで、生徒も入って議事録をきっちりと作成する。議会が公立学校ごとにできているからです。

私は日本でも20年後か30年後には、いくつかのモデル校で実践されると思います。実際、高知県の奈半利町立奈半利中学校では、3者会を20年以上続けていますし、長野県では高校で3者協議会というふうに、生徒代表、保護者代表、校長を除いた教職員代表で話し合い、そちらで校則も含めた学校のルールを決定するという仕組みを20年以上やっている事例もあります。

なので、日本では全く無理というわけではないです。葛飾区ではまだそのような取り組みはないかもしれません、PTAを議論するときにはそこまで視野に入れて議論した方が良いと思います。皆さん方のお子さんが50歳60歳になる頃の日本をイメージすれば、短期的にPTAの議論をすると大事なことを落としてしまうと思います。

最後にもう1つ、全国の学校運営協議会の条例、設置要綱は、しっかりと検討してほしいと思います。一番良くないのは、教育委員会と校長の責任のもとに学校運営協議会を設置して、というふうに文部科学省の職員が書いたモデルをコピーした要綱をつくってしまうことです。

三鷹市など、しっかりととした条例や設置要綱を作っている自治体もいくつかあるので、葛飾区で作るときには、近隣の区だけ参考にするのではなく、大島先生など学者の方の力を借りて、全国の自治体のものを集めた方がいいと思います。

○議長 ありがとうございます。次々といろいろなお話が出てきますがいかがでしょうか。いろいろなことを聞きたくなりますが、どのように聞いたらいいのか言葉にしにくいかもしれません、気にせずにお願いします。

○加藤委員 中学校PTA連合会の会長をしておりまして、現役の中学校のPTA会長です。中学校のPTA会長は今年2年目で、その前は小学校のPTA会長を4年やりました。今回話を聞いて、本当にそのとおりでまさに悩んでいる。自分の常盤中学校に関しても、本部役員が集まらなくて来年度はPTAという形を崩さないといけないという話も出ています。

質疑というわけではないですが、学校と保護者と地域がある中で、保護者としても今まで積極的に学校に関わっていこうと思っていたが、学校にお任せするようになっていて、保護者が学校に関わることを避けるようになってきて、先生方も保護者が干渉し過ぎるのはよくないと私たちも思ってしまうところがあり、こちらから熱く意見を伝えることも先生からすると疎ましいのかもしれないと思ってしまいます。実際に先生がどのように考えているかは分かりませんが。保護者としては言わないほうがいいのかという思いもあります。そのようなことが重なると先生との距離感ができて、保護者も学校行事に関わらなくなってくる。

自治会にも関わっていますが、自治会でも行事やイベントがあっても若手が関わることはなく、学校との距離感がすごくあるということも聞いております。地域の祭りも人が少なくなっていて、縮小したりなくなっているところも多いと思います。

学校、保護者、地域が縦割りになっていて、横のつながりを強くしていくのは難しいと感じております。今後どうしたらいいか、子どもたちが安全に幸せで楽しく過ごしていければ、地域の活動もどうしたら子どもたちが、地域の中で安全に過ごしていけるのかというのがあると思います。その中でどのように動いたらいいのか悩んでいます。

質疑ではなく今考えていることをお伝えさせていただきました

○荒井氏 日本中そうだだと思います。仕事が過密になっていて、さらに、少子高齢化が一気に進んでいて、仕事以外の時間で地域生活や家庭生活ができにくくなっている。

ただ、先ほどお話があったとおり、日本全体から見れば葛飾区という土地柄という点では、つながりが残っているところもあるだろうし、その中で悩まれているのだろうと思いました。

○加藤委員 例えばコミュニティ・スクールという制度が始まることで、学校にどのようなメリットがあるのでしょうか。先ほど学校地域応援団の話がありましたが、常盤中にも学校地域応援団がありますが、PTAも先生方も恐らく深くは理解していないくて、PTAも学校を取り巻く学校評議員、青少年委員をあまり理解していないと思っていて、その中で、コミュニティ・スクールが新たにできて、どんないいことがあるのでしょうか。

○地域家庭連携係長 今お話しがあったとおり、コミュニティもある程度枠で決まっていて、なかなか横でつながっていないというのがあると思います。

コミュニティ・スクールについては、まだ始まっていないのでどのようにしていくか

分からぬところもありますが、学校を中心として、地域の方の意見や保護者の方の意見を入れられるように、委員として入っていただくことで、例えば来年度の基本方針を決めるときに、地域からは運動会や花壇に花を植えるときに人を出せるという話が出た時に、学校の子どもと地域の方をどのようにミックスして、教育につなげるかというような議論が出てくるかと思います。

そういうところで、協力できるという話がつながっていけば、子どもたちに対する教育も厚みが出てくるというか、その分先ほど先生からお話しがあったとおり、承認をする以上、地域の方たちもそれだけ協力を願いしますという話になると思います。

ただ、お互い任せたままだと話は動かないで、約束したところはみんなで力を出し合ひ、学校を中心に子どもたちを良くしていこうというのが、コミュニティ・スクールの土台にあるので、権限として承認しなければいけないというところと、教員についての意見を言えるということですが、例えば、来年度はスポーツに力を入れて行きたいという話があった場合に、教育委員会にスポーツが得意な先生を入れてほしいと要望を出すようなイメージです。

そういうところで、地域と新たに入ってくる学校の方たちもつながり、学校が盛り上がりしていくと思っています。

○荒井氏 千葉県習志野市の秋津小学校に秋津コミュニティという有名な事例があります。何度か訪問しましたが、学校の一室が完全にコミュニティ・ルームになっていて、部屋の管理は校長先生の責任ではなく、地域の人の責任で自由に入り出しができる。何でもありの世界になっていて、例えば校庭の一部をビオトープにして、ビオトープを作るのも、土建屋の父親がいればそこで掘り返して作ったり、あるいは井戸を掘ったりしている。

一番肝心なこととして、岸裕司さんが言っているのは、学校の先生の仕事を一切増やさないこと。これがいいといふ大事でも絶対に反対される。岸裕司さんが書かれた本を何冊か読むか、あるいは行ってみるとイメージがわくと思います。

とにかく楽しくないと続かないということで、いろいろな方が集まっていて、忙しい中で出てみたらもう1回行きたくなる。ぜひとも秋津コミュニティは参考にされるといふ思います。

○地域家庭連携係長 やはりそういう方向でコミュニティ・スクールが動いていけば、そこを中心に、新たなより大きなコミュニティが作れるだろうということで、始めていく形です。

○加藤委員 保護者、地域、学校で距離感があると思ったので、距離を縮めるきっかけの1つとして、そういうのがあったら非常にいいと思います。残念ながら来年度はPTA会長ではなくなってしまいますが。

OBの方に話を聞くと、行事やイベントをぜひ手伝わせてほしいという方も結構いらっしゃいます。ただ、どのように関わってもらうか、保険のことも含めて考えなければならぬので悩ましいです。

○竹内委員 質問いいですか。コミュニティ・スクールが始まると、学校地域応援団はなくなってしまうのですか。

○地域家庭連携係長 学校地域応援団は残りますが、我々の1つの考え方として、応援団の方、保護者の方に入ってもらえば、学校運営協議会の中で、応援団のお話も出せるし、

別に続けていただいて構わないのでですが、それとは別に、せっかく集まれるのであれば、いろいろな方の意見を入れられるようにして、会議の中で話を出していただければ、その中で話が終わらせることができます。

もちろん応援団の方たちには、そういう話をしているということは、応援団の中で共有していただいて構わないです。全部なくしてしまうという意味ではなく、効率化できるのであれば、1個にまとめるという考え方だと思います。

○竹内委員 わかりました。ありがとうございます。

○増田委員 メンバーはどのように集めるのですか。

○地域家庭連携係長 新しく導入する2校については、校長先生とどのようにしていくかを話し合っているところです。やはり、我々がこうした方がいいというのは言うべきではないと思います。ただその中で、PTAの方、応援団の方、地域の方は入れた方がいいと思いますという話はしています。

○増田委員 校長先生からオファーしていく形になるのですか。

○地域家庭連携係長 まずは校長先生に理解していただいて、校長先生は表に立って、基本方針の話とかもしなければいけない立場なので、今の段階では校長先生のご意見は伺つておくというところでやっております。

○増田委員 学校でこの辺りの人がいいという人に声をかけていくということですね。

○地域家庭連携係長 そのとおりです。

○荒井氏 今の話は、資料の8ページ目の上のところに条文があります。これが国の法律の規定で、地教行法地方教育行政の組織及び運営法の47条の5の第2項「学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する」となっています。

まず1つ目が「対象学校の所在する地域住民」。

2つ目が「対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者」。ちなみに、岸裕司さんは生徒の後に「、」があるので、生徒も入れると解釈している。国会の附帯決議で、子どもの意見をできる限り取り入れると書いてあるので、葛飾区ではぜひとも子どもを入れてほしいと思います。

3つ目が「社会教育法第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」となっており、応援団はこれに当たると思います。

4つ目が「その他当該教育委員会が必要と認めるもの」となっています。

今議論になった校長先生の位置付けですが、「対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる」と書いてあります。申し出ができるということは、校長を通さないといけないとは書いていないので、黙っている校長先生がいてもいいわけですが、校長先生は黙っていないと思います。

ここが難しいところで、学校評議員制との違いは、学校評議員制は校長先生の意見を入れるために集められた人たちと法律上なっているので、次の第4項の承認する権限を持つということと整合性がとれないです。

恐らく、葛飾区で一番苦労されるのは、先生と保護者、住民の関係だと思います。校長先生や先生からしたら、素人に口出しされて人事まで意見を言わされることには、専門性が侵害されてしまうことになりかねません。けれど、保護者の方が賢ければ、あるいは子どもの声がちゃんと届けば、そういう運用にはならないはずです。ただ、日本では経験がまだ

ないので、苦労されると思います。試行錯誤を重ねて、学習し続けて議論し続ければ、日本でもいい制度が定着すると思います。

○加藤委員 コミュニティ・スクールの話は、外で話してもいいですか。

○地域家庭連携係長 もちろん大丈夫です。葛飾区のホームページにも、2校に導入することが載っています。ただ、その先の話はまだ決まっていません。

○竹内委員 何年までに全部の学校に導入するとかは決まっていないのですか。

○地域家庭連携係長 決まってないです。最初の2校が決まっているだけです。最終的には、全校に入ると思いますが、それをいつまでになると、今の段階ではまだ何も決まっていません。

○事務局 そこがわくチャレとか、学校地域応援団を導入したときと違うところです。わくチャレと学校地域応援団は、何年までに何校に入れるというの、言ってきた歴史がありますが、コミュニティ・スクールに関しては、まだそこまで考えられない。

PTAだけではなくて、学校自体もそうだし、地域もそれぞれやってきたことが、どのように評価されて活動に結びついていくのかというところが問われる活動なので、ある意味面白いと思います。

○竹内委員 コミュニティ・スクールは全国でどのくらいの学校が導入していますか。

○荒井氏 文部科学省がホームページで公表していますが、毎年2,000校ずつぐらい増えている、58%を超えていると思います。

ただ、制度ができたのは2004年なのですが、はじめは増えなかった。なぜ2017年から急に増えだしたかというと、法律を少し変えたからです。教育委員会規則を作って、人事については別に決めると入れたのです。要するに、先生方の人事に保護者が口を出すことは怖いしやりたくない。デメリットしかイメージされなかつたのです。恐らく日本に広がっているコミュニティ・スクールのかなりの部分は、本来の趣旨ではなくて、学校に協力することが中心になってしまっていると思います。しかしそれでは、これまでのPTAと同じことを繰り返すことになってしまいます。

そうならないためには、子どもの権利、子どもの位置付けを明確にすることが大切です。子どもが生き生きと大人の前で堂々と自分の意見を喋れるような子どもの姿を見たら、教室での子どもの姿と違うので、先生もびっくりします。

偏差値が低いとされる学校の3者会や3者協議会に行くとわかるのですが、都立大の学生を連れて行くと、生徒たちの発言を聞いて目を白黒させます。自分で調べたことを自分の言葉で喋る生徒が生まれていることを実感できるためです。

学校運営協議会が本当の意味での学校運営協議会、コミュニティ・スクールになるかならないかは、やっぱりそこに行けば、本当に自分で面白いと思える。生徒、教職員、保護者それぞれがもやもやしていたことを学べたり、意見を言えたりする仕組みにして回ればいいのですが、つまらないPTAの歴史を繰り返してしまうと、協力できる人だけが残って、段々フェードアウトする制度だけが残るというふうになってしまうので、そうならないようにしてほしいと思います。

あともう1つ、学校評価について葛飾区ではどうされているのかというがあり、資料7ページの中ほどに、学校評議員制が2000年に導入され、コミュニティ・スクールが2004年に導入されましたが、2007年に学校教育法が改正されて、学校の自己評価と関係者評価

が導入されました。

学校教育法 42 条「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校への改善図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」と書いてあります。小学校と書いてありますが、中学校も同じです。要するに日本中の学校は、学校自己評価をやっています。

大体公立の学校は、ホームページ上に、毎年度の学校評価を載せています。私立学校は載せていない場合が多いです。ここで P T A に関わるのは、学校教育法施行規則 67 条で「小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする」と書いてありますが、要するに学校の自己評価が義務化されましたが、保護者の入った関係者評価もできる限りやりなさいというふうに法律上なりました。

だから、葛飾区において、学校に関する関係者評価がしっかりと取り組まれていると、コミュニティ・スクールもうまくいくのですが、いきなりコミュニティ・スクールをやりますと言っても、うまく機能すると思えないので、今からどうこうできることではないのですが、1つは P T A の取り組み状況と学校地域応援団などに加えて、学校関係者評価が葛飾区において、どのように行われてきたかを調べることも参考になるかもしれません。

ただ、日本中でしっかりとやっているところは少なくて、よくあるのはアンケートをとることです。でも、先生方のアンケートと保護者のアンケートが相当ずれていますというところまではいっているのですが、そこから先はいってなくて、一番肝心なのは、評価項目を誰が作ったかということです。

P T A の問題と学校評価の問題は関わっています。学校評価を制度化するときに、学力テストで、要するに成績を基準にして学校評価を行うという意見もありました。しかしそれをやったら、学校間競争が激化して子どものためにならないということになり、学校が自分で評価項目を作り、評価することによって学校を良くするということをやりました。

残されているのは、保護者が学校自己評価をどのように評価しているのかですが、残念ながらなかなか機能していない。機能していないのは、保護者がそこまで関わりたくないからだと思います。だから、そのこともセットになると思います。

○生涯学習課長　学校自己評価は公表されていると思います。

○荒井氏　努力義務なので、学校関係者評価については、やらなくても別にいいわけです。

○生涯学習課長　私もそちらは直接担当していなかったので分からぬのですが、関係者評価というのは聞いたことがありません。

○荒井氏　あるいは自己評価として、保護者にアンケートを取りましたということをやっている学校自己評価もあるのですが、本当に千差万別です。毎年度、保護者が匿名の自由記述で、意見を書かれることもありますが、多くはそういう自由記述を、学校関係者評価あるいは学校自己評価に全部反映させるところは少なくて、大体没にされてしまうので、逆に言えば、言いたい放題のことを書いて終わったら、子どものための学校評価にならないので、どうするかが問題なのです。

保護者同士あるいは先生方と一緒に、日頃から話し合いや事実確認をしていると、意味のある学校関係者評価ができるのですが、いろいろな理由でできていないと。

○生涯学習課長 今確認したところ、学校教育アンケートという形でアンケートを取っています。

○荒井氏 それは保護者と生徒どちらに対してでしょうか。

○生涯学習課長 保護者に対してです。

○荒井氏 生徒のアンケートもありますか。

○竹内委員 生徒にもアンケートを取っています。

○荒井氏 そうですか。だとしたら実質的には関係者評価になります。

○竹内委員 保護者と地域の人にもアンケートを取っています。

○生涯学習課長 全保護者と地域の方となっています。

○荒井氏 あとはアンケート項目を誰がどう作ったかというところで、保護者の方や地域の方が一緒になって、今年はどういう項目を聞こうとか、そういうのを作る場所を作ること自身が実は一番大事なことかもしれません。保護者が知りたいこと、先生方が評価してほしいことがずれてしまって、それをどのように一致させるかという話し合いがとても大事で、アンケートを取ればいいという話ではないです。

○増田委員 2つありますて、去年と一昨年と小学校のPTA会長をやっていたのですが、PTA活動はイベントでも地域活動でも、地域のコミュニティとのやりとりで、これまでのPTAの流れを引き継いでやっていますが、昨今の流れで減らせる仕事は減らして、保護者の意識として極力最低限でやっていきたいという感じになっています。

私としてもPTA活動とはなんだろうと思いながら、よく分からぬまま会長が終わつたのですが、教えていただきたいのが、今のPTA活動は、学校によって活動が違うと思いますが、先代がやってきたものを引き継いでいて、減らせるところは減らしてという形にしているところが多いと思います。それと、学校の協力支援という形でやっていることが多いと思いますが、PTA発足当時と比べると、物にしても情報にしても、学校も保護者も増えていると思います。

その中で、当時のPTAの活動というのは、現在とどのような違いがあるのか教えていただきたいです。

○荒井氏 その話に今全面的に答えることはできないのですが、これはご紹介したほうもいいと思ったのは、お金の切れ目が縁の切れ目みたいなところがあります。発足当時は、とにかく焼け野原の中で学校を立ち上げる中で、必死になって学校の条件を整備するということが、かなり続きました。

そういう点では、教育予算が足りなくて、ベルマークをPTAが中心となり集めて、それを換金して学校設備に充てたりすることが、発足当初のPTA活動の中心だった時期が結構あるようです。もちろんそれだけではないですが。

高度経済成長期になり、子どもが急増すると同時に学校もどんどんてきて、プールとかもだんだん整備されてくる。

あと、一番肝心なのは、保護者がそれは個人で負担するものじゃないだろう。公費で運営されないといけない。だから今だって、憲法には義務教育は無償としなくてはならないと書いてあっても、保護者はいろいろなお金を出します。公費でそれらを支えるというふ

うに、東京都の教育長である小尾という方が、美濃部都政になったときに宣言しました。要するに公費で支える。

そうすると、ベルマーク集めを中心としていたPTA活動は、もうベルマークはいいですとなり、やらなくなってしまったという歴史が実はあるようです。そういった点では、真っ当な進化だと思います。PTAはお金が足りない時は、ベルマーク集めをやっていました。もちろんお金が足りているかと言えば、朝ご飯を食べられない子どもがいるし、家庭が相当困難になっているものもあるし、困難ではない家庭の中でもいろいろな課題を抱えている人がいる。

そういった点では、子どもの幸福のために実現、解決しなくてはならない課題は多くなっています。それをどういう形で、PTAとしてできるかというのは、永遠の課題だと思います。当然変わっているところもありますが、子どもが抱えている課題に対応して、親としてもできるところ、あるいは先生と一緒に協力してできるところは、ないわけではない。問題はそれをどうやってPTAとして担っていけるかの、知恵と情報が足りないだけだと思います。

答えになっているとは思えないのですが、当時PTAがベルマーク以外にどんな取り組みがあったか、1970年代に様々な新しい取り組みが生まれました。年表で少し申し上げますと、4ページ目に、例えば全国PTA問題研究会が結成され、今は活動を休止していますが、宮原誠一は東京大学の社会教育の講座の先生で、宮原誠一が代表になり、日本PTA連絡協議会とは別に、全国PTA問題研究会を組織して、まさに学校の下請け組織になっているPTAがそうではないはPTAにどうしたらできるかという取り組みがこの時起これ、いろいろな雑誌が発行されました。

先生方の中にも、『日本の教育改革を求めて』という、組合の側から日本のPTAをどうやって変えていくかという提案が出されました。あるいは東京都中野区では、教育委員を選挙で選ぶという取り組みをやったのですが、制度の条例を作るときに、キーパーソンとなつたのが、PTAの役員をやつた方々が、教育委員会が勝手に校庭に保育所を作るので、学校の校庭が狭くなることを疑問に思った保護者たちが、条例づくり運動を始めた事例もありました。

さらには、1990年川崎では今でも続いているが、地域教育会議というのを作つて、中学校区単位にはなりますが、すべての川崎の中学校区には地域教育会議ができていて、保護者の代表も関わっているという取り組みをやっている。

そのあとは、先ほど紹介した秋津コミュニティ、長野の高校の3者協議会も98年から始まっているし、奈半利も98年から始まっています。

戦後直後いろんな動きもありましたが、70年代以降、PTAの中には、ベルマークだけではなくて、様々な取り組みをしたPTAもあったし、女性がPTA会長になったのが、1980年代ぐらいからです。葛飾区で女性のPTA会長が何割ぐらいかは分かりませんが、PTA会長は全部男性で占めていたのが、女性のPTA会長が生まれたのが、70年代後半からです。そういった点ではPTAは、子どものためにと言いながら、大人自身の文化を変えていく取り組みでもあります。

○増田委員 ありがとうございます。

○生涯学習課長 基本的なところですが、PTAのPはParent、TはTeacher

rだと思います。今までのお話ですと、主語が先生となることがあまりないかと。教育委員会側の立場からしたときに、学校を P T A が相手にしているのか、それとも先生個々人の活動としてとらえているのか分からなくて、どちらを意味しているのか教えていただければと思います。

○荒井氏 P T A とは何かと言ったときに、社会教育関係団体と今は位置付けられていますが、それだけだと駄目というのは、先生との関係が見えにくくなってしまうからです。P T A は結局、子どもの幸福のために、学校運営に関わるという位置付けでないと、P と T の対等な関係とは言えないと思います。学校の経営は校長、学校の教えは教員が責任を持つが、学校の運営については、先生だけでは無理で、そこに保護者や地域住民が入る。

今だったら、子どもも入るという理屈でとらえ直さなくてはいけないのではないかと思うのですが、お答えになってないですか。

要するに、P T A は保護者のことになっていて、先生はどういうふうな位置付けなのかは、学級懇談会みたいなところが学年でつながり、それが前後につながったぐらいのイメージしかない場合があります。

たとえば、P T A の広報の編集権限は誰が持つのかというときに、これまで問題になったのは、こんなことを書くなど校長が止めたりして、P T A だよりは校長の権限の下で発行されるものだという意識を持つ校長先生が多いのですが、P T A の発行権は誰のものかということです。

歴史的にずっと問題になっています。公民館だよりは、誰が出すのかというところで、さいたま市で問題なったときに、教育長が責任持ってやりますと行政側が訴えたのですが、裁判では、公民館の実践を発表する場であるというわけで、だからそれは、学習成果の公表の場なので、行政文書とは違うとなるわけです。

これも理屈的には、戦後のP T A でずっと紛争があります。都合の悪い情報を出すことを校長は嫌がるわけです。不正確な情報ももちろん駄目。P T A の広報は、誰が責任者なのか。一番いいのは、編集委員会が責任を持ちそこに先生も入り、先生だけで決めてはいけなくて、保護者が入るというのが一番いいと思いますが、入ったからといって解決するわけではなくて、ずっと議論があると思います。

○生涯学習課長 先生方のP T A 会費を学校で取っているところもあるし、取らない学校もあると聞いたことがあります。

○荒井氏 理念としては、当然出さないとおかしいわけです。

○生涯学習課長 それは先生個人の財布から出すのか、公費で出すのか。

○荒井氏 P T A の規約を作るときにまず問題がありました。文部省が何をやったかというと、資料3ページに1948年12月1日に、参考規約送付についてとあります。これが、日本中の学校にP T A を作ろうとしたときの規約のモデルで、この参考規約の一部は、資料として付けておきました。

例えば、メンバー構成とか、会費について文部省がモデルを作ったかは、ここに載っているのは全文ではないので、書いてないかどうかも含めて確認すると良いと思います。あともう1つは、1954年2月4日に第二次参考規約というのが文部省のP T A 審議会から出されています。

今のご質問に対しては即答できませんが、この参考規約でP T A 会費については、どう

いうふうにモデルになったのか、仮にモデルがなかったとすると、歴史的にグレーなところで、でも理念を読めば当然よく分かるということです。

問題は、これを職務としてやるのかPTAの学校の運営としてPTAがあるのであれば、教員も保護者もそれぞれが自分のお金で出すという方が私は筋が通るとは思います。職務としてやる仕事ではないです。今後のことを考えたらどうするかが大事です。

ちなみにニュージーランドのように、公費で先生の人工費も運営費も賄って、あとは学校理事会で決めていくとなれば、それをどう使うかはその学校理事会で決定するという仕組みだと思います。

ただし、PTA会費は別途、有志でお金を集めることは、ニュージーランドの場合もいっぱいあります。自由にお金を儲けていいとなっています。コミュニティカフェを開いて、それでバザーをやった人はお金を集めて、自分たちで自由に使えるお金にするというやり方は奨励されています。

○議長 尋ねれば尋ねるほど、いろいろなことが湧いてきて、このやりとりをいつまでもできれば幸せですが、時間が許しませんので。この会が続いていくと、また先生にお尋ねしたいことが湧いてくるのではないかと思うのですが、僕らでも一生懸命勉強したいと思いますが、なかなか答えが出にくいことかと思います。またご協力いただけたらありがたいと思います。

名残惜しいところですが、荒井先生のご講義は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは議事の3その他に移りたいと思います。次回の会議の内容ですが、まずは、前回第3回のご報告、それから本日のご報告を踏まえた振り返りをしたいと思います。いろいろと消化するには時間と能力、体力がいると思いますので、そういうことを含めて、しっかりと振り返った上で、11月以降、できれば委員の皆様の思いを聞けることになると思うので、順番などを丁寧に決める会議にしたいと思います。

それを含めて、事務局から次回の会議の日時と場所についてお願ひします。

○事務局 次回は、10月31日金曜日の午後2時から、ウィメンズパル1階の洋室Dで行いますので、ぜひご出席いただければと思います。

荒井先生のお話を聞くと、単にPTAだけの問題ではなくて、今後のコミュニティ・スクールとの関わりや、学校地域応援団、わくわくチャレンジ広場、青少年育成地区委員会、青少年委員、自治町会といった、子どもたちを取り巻くいろいろな支援をしている団体があるので、今回、それぞれの組織団体から出席いただいている皆さんへの思いを、11月以降に語っていただき、葛飾区として意見をまとめていなければと思いますので、ぜひご出席いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。今の佐藤係長のまとめというのは、一番初めこの会議がスタートするときに、教育長が話してくださったこととも通じると思います。ここでの協議テーマが、PTAをどう支援するかではなくて、PTAのあり方を話し合ってほしいということにつながると思います。

以上をもちまして、本日の第4回会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。